

第2節 修士・博士課程の教育内容・方法等

1. 全般的状況

【到達目標】

(1) 教育課程等

本学大学院は、学校教育法第99条第1項及び神奈川大学大学院学則（以下「大学院学則」）第1条第1項に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とし、法学研究科、経済学研究科、経営学研究科、外国語学研究科、理学研究科、工学研究科、歴史民俗資料学研究科の計7研究科を設置している。この7研究科の博士前期課程については、大学院設置基準第3条第1項及び大学院学則第2条第3項に則り、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加え高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とし、学士（学部）教育との連携を前提としつつ、より深い専門知識が修得できる授業科目を開設し、また、めまぐるしく進展する学術研究、科学技術の動向の変化にも応え得る教育課程の編成に努める。博士後期課程については、大学院設置基準第4条第1項及び大学院学則第2条第2項に則り、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とし、博士前期課程との連携に立った、より高度な教育課程の編成に努める。

また、学校教育法第99条第2項及び大学院学則第1条第2項に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする専門職大学院として法務研究科（法科大学院）を設置している。

なお、法務研究科の点検・評価全般については、「法科大学院点検・評価報告書」を参照されたい。

(2) 教育方法等

初年次の博士前期課程・博士後期課程の大学院生に対する履修指導は、毎年度全大学院生に配布する「大学院履修要覧」（研究科毎の①教育研究上の目的、②教育目標と理念、③カリキュラムについて、④学修の流れ、⑤成績評価基準・論文評価基準、⑥教育課程表、⑦各科目シラバス、⑧演習担当教員・研究室の研究領域の項目を収録）を資料とし、研究科と事務局とで行うガイダンスを通じて、修了までの学修過程の徹底を図る。⑦各科目シラバスの内容としては、授業内容、授業計画、授業運営、評価方法、オフィス・アワー、使用書を掲載し、大学院生の主体的学修を支援し、単位の実質化を図る。

研究科の授業は定員規模からも少人数教育に徹し、初年次より指導教授または指導教授と副指導教授（従たる指導教授）との合同で研究指導（論文作成指導を含む）及び講義科目によって行う。

大学院設置基準第14条の3に定められた、教育内容等の改善のための組織的な研修（FD）については、少人数教育を徹底できる環境を生かし、修士・博士論文の中間発表・審査会など複数教員、大学院生が参加する教育活動等を通し、研究科毎に最適化されたFD活動を組織化する。

成績評価法及び学位論文審査については、2007年度中にその評価方法を全学審議し、2008年度から適用を開始した、科目試験の成績評価基準（全研究科共通基準）及び修士・博士論文評価基準（各研究科の教育目的に沿った基準）を厳格に運用し、適正な評価を行う。

(3) 国内外における教育研究交流

「第1節 学士課程」の記載に詳述。

（４）学位授与・課程修了の認定

学位授与・課程修了の認定については、神奈川大学大学院学則、神奈川大学学位規程に定める資格及び大学院設置基準第16条（博士前期課程の修了要件）、同第17条（博士後期課程の修了要件）に定める基準に準じ、各研究科の教育課程表において定めた、修了に必要な単位数修得及び学位論文審査によって認定を行う。授業科目の成績評価基準は全研究科の共通基準とし、論文審査については、各研究科の教育研究上の目的に則り、各研究科・各専攻における学位論文としての到達レベルを詳細に定めた、修士論文評価基準、博士論文評価基準（2008年度版大学院履修要覧、研究科ごとの冒頭に掲載）に拠るものとする。

【 現状説明 】

（１）教育課程等

各研究科の教育課程は、大学院設置基準第4条に定める博士課程（標準修業年限5年）を前提とした上で、前期2年の課程を博士前期課程として取り扱うことのできる教育課程とし、各研究科の教育研究上の目的を達成する上で必要となる、講義科目及び実習・演習科目を適切に開設している。また、博士前期課程の専攻分野の括りについては、特に外国語学研究科・工学研究科・理学研究科において、大学院の基礎となる学部の教育課程との連携が強く意識されたものとなっている。大学院設置基準第10条の2に定める学位論文の作成等に対する指導（研究指導）については、指導教授又は指導教授及び副指導教授（従たる指導教授）の下、博士前期課程では演習科目（研究指導）8単位の修得、博士後期課程では同12～18単位（研究科によって異なる）を含む所定単位の修得（博士前期課程：30～32単位修得、博士後期課程：20～22単位修得）と学位論文の審査によって学位授与・課程修了の認定を行う教育課程表となっている。

大学院各研究科の所定単位の認定するものとして、他の研究科または学部の授業科目、「神奈川県内大学間の大学院学術交流協定」に基づく単位互換制度に参加している21大学院の授業科目を充当することができる。留学等による単位認定は、研究科委員会が教育上有益であると認める場合に行っている。

各々の授業科目の単位数については、大学院設置基準第15条（大学設置基準第21条の準用）に則って定めた、大学院学則第10条第2項に従い、その授業形態と時間数の計算方法より、適切に運用している。

社会人学生・留学生に配慮した特別な教育課程の編成は、対象となる大学院生の入学者が少ないことから、各研究科とも行っていない。

各研究科の教育課程表は各研究科委員会で検討・作成され、最終的には大学院委員長（学長）を議長とする大学院委員会で承認を得た上で運営される。

また、全研究科に共通する教務に関する事項を審議するため、大学院学務委員会を設置し、新たな制度の導入などを検討している。

なお、「博士課程（一貫制）」、「連合大学院」及び「連携大学院」については該当研究科がないため、また専門職学位課程を持った法務研究科は現在認証評価を受審中のため割愛する。

（２）教育方法等

指導教授（研究科によっては副指導教授を含め）の演習科目（研究指導）・講義科目を中心とした教育課程に従い、大学院生の指導教授となる教員が、その大学院生の大学院での学修全般について責任を持って指導する。研究科によっては、副指導教授（従たる指導教授）を決めるなど、複数の指導による体制を採っている。

大学院生は修了予定年度の早期（5月または6月）に、学位論文計画書または論文題名届

を提出し、学位論文の研究テーマを決定する。この研究テーマ決定については、指導教員による精査を経たものであり、研究テーマ決定後の研究が適切な方法（調査・実験・論証など）が行われるよう指導を継続する。大学院生は学位論文の作成過程において、研究科が開催する中間発表会等に於いて研究の到達度を公開し、客観的アドバイスを得るなどの方法で研究内容の充実を図っている。

なお、学位論文計画書・論文題名届を提出できる要件（在学年数、修得単位数、語学認定試験合格）を神奈川大学学位規程第4条第3項（博士前期課程）、同第5条第3項（博士後期課程）に定めており、大学院生は計画的な学修が求められる。

授業科目の成績評価基準については次のように定めている。

評価	点数	評価基準	合・否
秀	90点以上	所期の目標を十分に達成し、特に秀でた成績を示している。	合
優	80点以上	所期の目標を十分に達成し、優れた成績を示している。	合
良	70点以上	不十分な点があるが、所期の目標をほぼ達成している。	合
可	60点以上	所期の目標の最低限は満たしている。	合
不可	60点未満	いくつかの重要な点において所期の目標を達成していない。	否

この評価基準にある「所期の目標」については、授業科目毎に定めた上で、シラバスに記載し、大学院生への周知を行っている。

授業科目についてはこの基準を適用し、レポート、授業内活動等により評価を行う。学位論文審査（論文試験）にあたっては、研究科毎に修士論文評価基準、博士論文評価基準を策定し公開（2008年度大学院要覧、研究科ごとの冒頭に掲載）しており、適正な評価ができる仕組みとなっている。また、審査にあたっては外部審査員を必要に応じて委嘱し、客観的審査や専門領域の高度化に対応できる審査体制となっている。

法学研究科、外国語学研究科、歴史民俗資料学研究科の3研究科において、社会人向けの教育制度（方法）として、昼夜開講制度が採られており、社会人の就学に対応している。

教育内容等の改善のための組織的な研修（FD）については、少人数教育を徹底できる環境を生かし、修士・博士論文の中間発表・審査会など複数教員、大学院生が参加する教育活動を通し、研究科毎に最適化されたFD活動が実施されていると言える。

教育効果の測定については、全科目が少人数教育のため、学部で実施している授業評価アンケート（教員によるアンケート用紙の配布及び回収）は方法として適していないと考え採用していない。また、修了者の進路状況については、就職課が収集・管理しているが、それらのデータを教育効果の測定データとして活用する、体系的な仕組みは構築していない。

なお、他の大学院で多く取り入れられ始めている、修業年限の短縮、1年制コース、長期在学コース、長期履修制度、セメスター制度等については現段階では制度として確立していない。

（3）国内外における教育研究交流

「第1節 学士課程」の記載に詳述。

（4）学位授与・課程修了の認定

学位授与・課程修了の認定については、神奈川大学大学院学則、神奈川大学学位規程、

各研究科の教育課程表に定める要件をすべて満たした者に対して認定審査を行う。

学位授与・課程修了に関するフローチャートを研究科毎に作成し、履修要覧に掲載（2008年度大学院要覧、研究科ごとの冒頭に掲載）している。大学院生はこのフローチャートを理解した上で学位授与・課程修了に至る学修を進めていく。

修士学位の授与にあたっては、本大学院に2年以上在学し、所定の単位以上（研究科によって異なる）を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査と最終試験に合格する必要がある。修士論文の審査は、指導教員を主査とし副査2名以上を加えた3名以上の審査委員会を組織し、論文審査を行う。論文審査と併せて主として口答諮問による最終試験を実施し、合格者に修士の学位を授与する。学位論文のテーマに関して、より専門性の高い外部の研究者が必要と判断される場合には副査として審査に加わることができる。こうすることにより、審査の透明性・客観性が高まる。

博士学位の授与にあたっては、本大学院に5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学し、所定の単位以上（研究科によって異なる）を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査と最終試験に合格する必要がある。博士論文の審査は指導教員を主査とし副査2名以上を加えた3名以上の審査委員会を組織し、論文審査を行う。論文審査と併せて主として口答諮問による最終試験を実施し、合格者に博士の学位を授与する。外部の審査員については修士論文審査と同様に行っている。

また、学位論文審査（論文試験）にあたっては、研究科毎に修士論文評価基準、博士論文評価基準を策定し公開（2008年度大学院要覧、研究科ごとの冒頭に掲載）しており、適正な評価が可能となっている。

最終的には、大学院委員長（学長）、全研究科委員長、全研究科運営委員によって構成される大学院委員会において、各研究科からの報告をもとに審査を行い、学位授与・課程修了の認定を行う。

大学院設置基準第16条に定める博士前期課程の修了要件である、特定の課題についての研究の成果による学位授与については行っていない。

なお、「標準修業年限未満の修了」については該当研究科がないため割愛する。

【点検・評価】

（1）教育課程等

大学院の教育課程表については、歴史民俗資料学研究科以外の研究科は現在のところまで、学内進学者の比率が高かったことなどから、指導教員による研究指導が学部教育からの連続性を維持する面もあり、教育課程の構成及び学位授与要件ともに大幅な見直しを行っていない。2003年度に21世紀COEプログラムに選定された「人類文化研究のための非文字資料の体系化」との関係が深い歴史民俗資料学研究科では、それまでの文献史科学、民俗民具資料学の2分野に博物館資料学を加え研究分野を3分野とするなど、高度専門職業人の養成に対応する教育課程への改編を行った。

全研究科で点検すべき事項としては、ここ数年間の入学者の減少傾向や、定員を充足していない研究科において、教育課程等での対応がどのように取れるかである。入学者の減少傾向の原因としては、国公立大学大学院等への進学者が増えていることも理由の一つであろうが、各研究科においては、学部教育との連続性を維持した上で、より魅力ある教育課程の編成を行う必要がある。この実現のためには教育内容等の改善のための組織的な研修等（FD活動）を各研究科内に留めることなく、新たなカリキュラム開発に至る、全学的な取り組みに移行して行く必要がある。

また、他の大学院で多く取り入れられ始めている、修業年限の短縮、1年制コース、長

期在学コース、特定の課題についての研究成果による学位授与、社会人のリカレント教育・高度専門職業人の養成を考慮した教育課程、長期履修制度、 Semester 制度、近接する学問領域あるいは文理融合による新たな教育課程の策定などについてなど、検討する必要がある。

（２）教育方法等

入学から学位授与・課程修了への過程が明確に提示されていること、併せて、成績評価法及び学位論文審査についての評価基準を定めていることは評価できる。

授業実施に関し、その授業の到達目標の指針となるシラバスについてはある程度標準化されているがその活用方法についての測定を行っていないため、有効性がどの程度あるのか不明である。

また、教育効果の測定について、授業評価アンケートを実施していないため、教員個人の判断による教育方法の改善努力に依拠するところが大きい。大学院生の学位申請論文の中間発表などの場において、それぞれの教育効果を公表しているとも言えようが、FD活動等を通じての教育方法改善の体系化・組織化が必要である。また、卒業生の進路状況に基づく各研究科の教育効果の測定についても、就職課を中心に就職状況データの収集・管理に努めているが、それらのデータを教育効果の測定データとして活用できる仕組みとはなっていないため、この体系化・組織化を進める必要がある。

教育方法全体として、今後は、多様化する入学者の資質に合わせた研究テーマ設定の指導や、適切な教育研究指導體制、例えば複数指導による研究指導などを組織化する必要がある。

（３）国内外における教育研究交流

「第1節 学士課程」の記載に詳述。

（４）学位授与・課程修了の認定

本学大学院における学位授与・課程修了数については、大学院開設以来の累積件数として、博士前期課程修了者（修士学位）が2,970人、博士後期課程修了者（博士学位）が114人となっている。最近5年間の件数は大学基準協会基礎データ 表7を参照されたい。同表から分かるように、社会学系を中心とした幾つかの研究科において、修了予定者数と実際の学位授与・課程修了数に差がある。対照的に理工系においてはその差がほとんどない。このような傾向については、全国的なものであり、本学のみには現れるものではないことは、旧来から指摘されているが、今後は社会学系大学院においても、円滑な学位授与・課程修了を促進するための改善を行う必要がある。

なお、学位規則（文部省令第9号）に定める学位論文の公開については、本学における公開方法を整備する必要がある。

【改善方策】

（１）教育課程等

現在、大学院全体に共通する教務的事項の検討及び大学院のFDを中心的に担う大学院学務委員会において、2009年度からの導入に向けて各種制度の検討を行っている。検討内容としては、学部教育との連携を重視しつつ、優れた業績を上げた者に対しての修業年限の短縮、特定の課題についての研究成果による学位授与、1年制コース、長期在学コース等の検討を進めている。課題として「優れた業績」の基準、特定課題についての研究成果についての範疇やその評価基準などの策定などがある。なお、長期履修制度については2009年

度からは歴史民俗資料学研究科で運用を開始する。

これらに対応した、大学院学則改正、各種取扱規程の制定を目指している。また、これらに対応した各研究科の教育課程改正も必要となる。教育課程改正については、高度専門職業人養成あるいは研究者養成など、各研究科の博士前期・後期での教育目的を明確にする。

（２）教育方法等

2008年度からシラバスの記載項目を統一し、大学院生の主体的学修への支援を図っているが、より一層の活用と新たな活用方法の策定を進めていく。教育効果の測定については、授業評価アンケートの実施、あるいはそれに代わる評価方法の策定を、学務委員会と2008年10月に発足したFD全学委員会を中心に検討し、教育方法改善の体系化・組織化を進める。

また、卒業生の進路状況に基づく各研究科の教育効果の測定と教育研究活動への取り組みについても、就職課を中心に就職状況データの収集・管理に努めているが、それらのデータを教育効果の測定データとして活用できる仕組みとはなっていないため、これについても体系化・組織化を併せて行うものとする。その際には、企業等への就職データのみでなく、ポストドクターの研究職等への進路調査も含めて行う。

さらに、教育課程とも密接に連携する課題であるが、多様化する入学者構成に合わせた教育方法の策定が必要である。それには、研究者育成、高度専門職業人養成などのカリキュラム編成を前提とし、大学院生への研究テーマ設定指導や、適切な教育研究指導体制、例えば複数指導による研究指導などを組織化する必要がある。これらの諸問題について、各研究科委員会、学務委員会及び全学FD委員会が協力しながら、少人数教育を維持しつつ、指導教員の指導に過度に依存することのない、組織的な教育を計画する。

（３）国内外における教育研究交流

「第1節 学士課程」の記載に詳述。

（４）学位授与・課程修了の認定

中央教育審議会答申「新時代の大学院教育」（2005年）で提示された、「円滑な博士の学位授与の促進」のための改善策の幾つかはすでに実施しているが、学位の水準や審査の透明性・客観性を確保するために、博士の学位論文の要旨及び当該論文審査の結果の要旨について、本学ホームページ上への公開など、社会に積極的に公表したり、論文審査に関わる学外審査委員の積極的登用について、今後も押し進める。